Child Club 2025 会員番号

□チャイルドク	7 ラ ブ会員(下記の太線内のみご記入ください)							
□ <b>" 非会員</b> (下記のすべての欄にご記入ください。また別紙にてご入会ください)								
<sub>英会話とカルチャー教室</sub> <b>受 講 申 込 書</b>								
私(保護者)は	は「会員規約」を承認し、下記児童の受講を申込みます。					年	月	日
(フリカ゛ナ)		性	男	生年	(年)	(月)	(日)	
氏 名				月		1 ! !	 	
(受講児童)		別	女	日		 	 	
職業	1. 幼児 2. 小学	雷	自宅(		)	-		
312	( 歳) ( 年) (令和6年4月1日現在)	話	携帯(		)	_		
(フリカ゛ナ)								
住 所	〒 -							
		ı	T					
(フリカ゛ナ)		間		職				
保護者氏名		-						
(会員)		柄		業				
当クラブは入会金を除き、「受講料」等のお支払いは三菱UFJ銀行店舗からの自動引落制度をお願いしています。								
自動引落	□用紙提出済み □添付する (所)	定の	「預金口座掂	長替依頼	書」にご記	入くださ	い)	
	(ただし、銀行	手続き	完了までは排	長込また!	は現金にておる	を払いいた	:だきます	-)
	【楽しい英語教室】				<b>彡絵画教</b> 室	- <b>-</b>		
	口英語教室 2 火 15:30 ~ 16:00		告形絵画 告形絵画	4 5		6:00 <b>~</b> 6:50 <b>~</b>		
	□英語教室 3 水 15:30 ~ 16:15		<b>造形絵画</b>			7:40 <b>~</b>		
受講申込み	口英語教室 4 火 16:00 ~ 17:00		書道教室		§道教室】 Ⅰ6 月 1	6:00 ~	,	
講座名	□英語教室 5 水 16:15 ~ 17:15		· 書道教室		_	7:00 <b>~</b>		
	【英検教室】		書道教室			8:00 ~		
印をつけて下さい	□児童英検 Bronze 金 16:00 ~ 16:45		書道教室 書道教室			6:00 <b>~</b> 7:00 <b>~</b>		
	□児童英検 Silver 金 16:55 ~ 17:40		書道教室			8:00 <b>~</b>		
各講座は定員になり次	□児童英検 Gold 金 16:55 ~ 17:40				<b>大舞踊教</b> 室			_
第、締め切ります。	□ 英検5級 金 17:50 ~ 18:35		日本舞踊 日本舞踊			6:00 <b>~</b> 6:00 <b>~</b>		
<b>領</b> 入会金=(	円) 受 経		先	遠		理		
	月~ 月分 円)			النتا		事		
<b>収</b> 教材費=(	<sub>用)</sub> 付     理	2	生	長	:	長		

# チャイルドアカデミー上社保育園「チャイルドクラブ」

# 会員規約

# 第1条(名称)

当会はチャイルドアカデミー上社保育園の 「チャイルドクラブ」(以下「当クラブ」という)と いいます。

### 第2条(会員)

- 1 本会員規約ならびに別に定める「病後児保 育利用規程 と「病児保育利用規程」を承認 し、入会を申し込まれた方で当クラブが入会 を承認した方を「会員」とします。
- 2 「会員」には
- •① Regular(レキ゚ュラー)会員 と ② Friendship (フレント・シップ)会員があります。
- ・「 Regular 会員」は名古屋市承諾児童保護 者が入会された場合です。
- ・「 Friendship 会員」は一般入会者で名古屋 市民の方でも、名古屋市外の居住者の方で もどちらでも入会できます。
- ・なお、名古屋市承諾児童保護者が当クラブ に入会されないことは自由ですが、この場 合、当クラブの「公益事業」のご利用をして いただけませんのでご了承ください。
- 3「会員」が登録されたお子さまを「登録児童」 (入会毎に一名登録)、家族を「家族会員」と いいます。
- 4「会員」と当クラブとの契約関係は当クラブ が入会を承認し、入会金をお支払いいただ いた時に成立します。

#### 第3条(目的)

当クラブの目的は「会員」が「登録児童」の 保育または革会話・カルチャー数室受講を 委託し、当クラブがこれを受託することで

# 第4条(遵守事項)

当クラブは「会員」に対し児童福祉法等なら びに「会員」の希望を尊重し、誠実に前条の 受託業務を行うことを誓約します。

# 第5条(入会金·年会費)

- 1「会員」は当クラブへの入会時に、別に定め る入会金を支払うものとします。
- 2「会員」は毎年、別に定める年会費(4月1日 ~翌年3月31日分)を期日までに支払うもの とします。
- 3 すでに支払い済みの入会金・年会費は会員 資格終了になった場合でも、その理由の如 何を問わず返却いたしません。

# 第6条(保育と英会話・カルチャー教室の内容)

- 1 当クラブが行う「登録児童」にたいする保育 または英会話・カルチャー教室の内容は原 則的に当クラブの方針に委ねられます。
- 2 ただし、「会員」は当クラブに保育または英 会話・カルチャー数室の内容についての説 明を必要に応じて求めることができます。

# 第7条(委託の方法)

- 1「会員」は当クラブの別に定める「ご利用の しくみ」と「運営要項」等の諸規定にしたがっ て、月々または日々に「登録児童」の保育委 託または英会話・カルチャー教室受講をおこ なうことができます。
- 2 当クラブは前項の諸規定を適時、改訂する ことがあります。

# 第8条(委託料または受講料等)

- 1「会員」は当クラブに対し、委託料または受 講料(完全前納制)を支払うこととします。
- 2 委託料または受講料の計算は当クラブの定 める当該年度の保育料金または英会話・カ

ルチャー教室受講料ならびにその他の諸経 費料金、および消費税額をもって行います。

- 3「会員」は所定の手段と方法に従って、前項の 合計金額を原則として自動引き落としで支払 います。
- 4 自動引き落とし対象口座は、三菱 UFJ 銀行 口座に限ります。
- 5 引き落としの際に手数料をご負担頂きます。 第9条(年度涂中の受講開始)

年度途中の受講開始の場合も、受講料や教材 費の支払いは完全前納制とし、原則として受講 開始から3ヶ月毎の支払いとします。1日でも受 讃すればその月分の支払いが発生します。

#### 第10条(年度途中の受講中止)

- 1 年度途中に受講を中止したい場合は、受講中 止1ヶ月前までに所定の文書によって通知が あれば、月割り計算で受講が済んでいない月 の分の受講料金と月別教材費の総額を、「銀 行振込」(手数料は会員負担)にて払い戻しを します。ただし、1日でも受講すれば、その月 の分は返金できません。
- 2 なお、支払い済みの入会金・教材費はいかな る理由でも返金できません。

#### 第11条(年度途中の一時中止, 再開)

- 1 年度途中に、定員席を確保しておき、受講を 確実に再開したい趣旨による「受講一時中 止 を希望する場合も、受講中止1ヶ月前まで に所定の用紙で申請することができます。
- 2 ただし、受講一時中止期間中の、該当月分の 受講料金の「半額」を徴収することとし、残り の半額および月別教材費は「繰り越し」または 「返金」出来ることとします。
- 3 また、受講一時中止の対象期間は年度内に 最大でも2ヶ月までとします。ただし、1日でも 受講対象日があれば、その月は中止月とする ことはできません。
- 4 なお、「繰り越し」された総額は、新年度受講 段階で新年度受講料金の一部に充当される か、新年度受講がない場合は3月31日以後、 「銀行振込」(手数料は会員負担)にて返金さ れるものとします。

# 第12条(機密導守)

当クラブは「会員」の個人情報に関しては園外 に漏洩しないことを誓約します。

# 第13条(会員資格の期間)

- 1「会員」の資格は当クラブが入会承認の日か らその年度終了の3月31日までとします。
- 2 期間満了までに、「会員」または当クラブ双方 から、何らの意志表示のないときは「会員」の 資格は自動的に1ヶ年間延長されるものとし、 以後も同様とします。

# 第14条(届出事項の変更)

- 1「会員」が当クラブに届出た氏名、住所、電話 番号、勤務先、緊急連絡先、お支払い口座、 「家族会員」等に変更が生じた場合は、遅滞な く、当クラブ宛に所定の届出用紙(様式4)によ 第20条(規定外条項) り手続きしていただきます。
- 2 ただし、当クラブへの電話での連絡などにより 届出ることもできます。

# 第15条(会員資格の終了)

- 1「会員」は退会届(様式5)を提出して、いつで 第21条(付則) も、自由に会員資格を終了できます。
- 2 保育目的に入会された会員の会員資格は「登 録児童」が小学校に入学する年の3月31日に 自然終了されますが、「学童保育申込書」を提

出して卒園後の特別保育延長を希望される 場合は最大で小学校6年生まで会員資格を 延長できます。(卒園時月決め保育児童以 外も入会が可能です)

- 3 また、「登録児童」に英会話・カルチャー教 室受講を続けさせたい会員は登録児童が 英会話・カルチャー教室の募集対象外の年 齢になるまで会員資格を延長することがで きます。
- 4 会員資格は翌年度の年会費を前年度3月 末日までに支払わなかった場合、終了で
- 5 会員資格は当クラブからの郵送物返送な ど、「会員」の現住所が不明となり、連絡不能 となった日に終了されます。
- 6 会員資格は月々の料金が引き落としできな かった場合で、振り込み用紙の送付後、さら に期日内に入金確認が取れない場合は自 動的に「会員資格」が消滅いたします。
- 7 当クラブは「会員」がこの規約のいずれかの 条項または当クラブの定める諸規定に違反 した時は会員資格を終了させることができる ものとします。

### 第16条(債務の継続)

「会員」は会員資格終了時でも、すでに発生 している債務のすべてを当クラブに支払わ なくてはならないものとします。

## 第17条(責任範囲)

- 1 当クラブは「登録児童」の保育受託中または 英会話・カルチャー教室受講中に「設備の 不備・欠陥または職員の管理・指導ミスおよ び提供した飲食物等により」、登録児童の 「身体に障害を与え、または財物損害を与 えた」ことが明らかな場合にそなえ、当クラ ブが会員に支払うべき (法律上負担すべき 損害賠償金」を用意するために施設賠償責 任保険に加入することを義務とします。
- 2 当クラブ加入の保険会社が当クラブの「過 失」=「法律上負担すべき損害賠償金」の支 払い義務を認めず、保険金支払いをしない 場合は当クラブの責任範囲外とします。
- 3 本条にかかわり、当クラブ・保険会社ならび に会員との間で、見解の相違がある事象が 発生した場合は法律の定めるところに従っ て、関係者が誠実に話し合うものとします。

# 第18条(合意管轄裁判所)

本規約に基づく「会員」と当クラブの取引に 関して訴訟の必要が生じた場合、名古屋地 方裁判所を管轄裁判所とします。

# 第19条(規約の変更・承認)

本規約の変更は当クラブから変更内容を通 知または新会員規約を送付した後に、「登 録児童」の保育委託または英会話・カルチャ 一教室の新申し込みをしたときは変更事項 または新会員規約を承認したものとみなし ます。

この規約に定めのない事項が発生したと き、またはこの規約各条項の解釈について 疑義が生じたときは会員の代表と当クラブ が協議して定めることとします。

この規約は令和2年4月1日から「修正」有効 とします。